



レディース・フォーラム を開催します

企画課

女性の皆さんのご意見やご要望を町政に反映させようと、次のとおりレディース・フォーラムを開催いたします。町民が主体的に参加し「鶴田らしい」まちづくりをより良い方策で推進するため、皆さんの声を求めていますので、お気軽に参加してください。

なお、意見・要望は当日参加できない方でも提出することができ、ですので、企画課までお知らせください。

- ◆日時 平成十九年七月十九日(木)
午後一時三十分～四時
- ◆場所

国際交流会館ホール

◆問い合わせ先

企画課 計画推進係(内線261)

※また、お子さま連れでも出席しやすいよう、一時保育いたしますので、お気軽にご利用ください。

税務職員募集 (高校卒業程度)

五所川原税務署

仙台国税局では、バイタリテイーあふれる職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか。

- ◆受験資格 昭和六十一年四月二日～平成二年四月一日生まれの者
- ◆受験申し込み受付期間

平成十九年六月二十六日(火)
～七月三日(火)

◆第一次試験日

平成十九年九月九日(日)

※受験申込書は、最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務局へ請求してください。

◆問い合わせ先

五所川原税務署(☎34-3136) 仙台国税局人事第二課(☎022-263-111) 人事院東北事務局(☎022-221-2022)

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

日本遺族会

財団法人日本遺族会は「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父を亡くした戦没者の遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。費用は賛助金、一律十万円(沖縄は5万円)。本年度は、左記の十五地域について実施予定。

- ◆実施地域 ①旧満州 ②西部ニューギニア ③旧ソ連 ④中国 ⑤マリアナ諸島 ⑥ボルネオ・マレー半島

自動車税はお早めに 窓口の休日開設実施

西北地域県民局県税部

県では、自動車をお持ちの皆さんへ六月四日に自動車税納税通知書を送付しています。納付期限は七月二日(月)ですので、お早めにお近くの金融機関または郵便局などで納めてください。また、窓口の開設と時間延長を行います。

◆窓口取扱時間

○六月三十日(土)、七月一日(日) 午前八時三十分～午後五時十五分

○六月二十五日(月)～二十九日(金)、七月二日(月)

- ◆問い合わせ先 午前八時三十分～午後八時 西北地域県民局県税部 (☎34-3141)

- ⑦フィリピン ⑧トラック諸島 ⑨パラオ諸島 ⑩ソロモン諸島 ⑪東部ニューギニア ⑫ミャンマー ⑬沖縄 ⑭台湾・パシール ⑮マーシャル・ギルバート諸島

◆問い合わせ先

日程の詳細については 財団法人日本遺族会事業課事業係(☎03-3261-5521 内線3656-8) お申し込みについては 社団法人青森県遺族連合会(☎017-722-4819)

今月の納税

町・県民税
第1期
納期限7月2日(月)

★納税相談、分納の手続きなどはお早めに
★納期限を忘れて督促を受けないよう心掛けましょう

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

七月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽にお問い合わせください。

- 七月十日(火) 午前十時～午後三時
- 鶴田町国際交流会館 一階 102研修室

国民年金の免除制度 をご存知ですか

町民課

国民年金では、所得が少ないなどで保険料を納めるのが経済的に難しい方に対して、申請して認められると保険料が免除または猶予される三種類の制度があります。

①免除制度

全額免除と一部免除（四分の三免除、半額免除、四分の一免除）があります。本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が全額または一部免除されます。

②若年者納付猶予制度

学生を除く三十歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

①～③の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の資格期間に入りません。そして、老齢基礎年金の年金額には、全額免除で全額納付の三分の一、四分の三免除で二分の一、

半額免除で三分の二、四分の一免除で六分の五が反映されますが、若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は反映されません。また、十年以内であれば後から保険料を納めること（追納）が可能で将来受け取る年金額を満額に近づけられます（三年目以降は当時の保険料に加算金がつきますので追納はお早めにごうぞう）。

保険料の免除を受けるには、毎年の申請が必要ですが、免除申請書に継続申請の希望を表示することにより、全額免除と若年者納付猶予を承認された方は、翌年度以降の全額免除・納付猶予申請を省略できます（失業などによる申請を除く）。

保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金を受けられなくなったり減額されたり、万が一の障害・遺族基礎年金を受けられない場合もあります。保険料を納めることが難しい方は①～③の制度をご利用ください。

◆問い合わせ・手続き先

町民課 国保年金係（内線153）

◆持参する物

- 年金手帳・印鑑
- 失業の方は、雇用保険受給者証または離職票の写し。
- 学生納付特例の申請の方は、在学証明書または学生証の写し。



乳幼児健康診査

4か月児健康診査

- 月日 7月11日(水)
- 受付 午後1時～1時10分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成19年2月生まれ

10か月児健康診査

- 月日 7月11日(水)
- 受付 午後1時30分～1時40分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成18年8月生まれ

1歳6か月児健康診査

- 月日 7月4日(水)
- 受付 午後0時30分～0時40分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成17年9・10・11月生まれ

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けますので、事前に保健師まで連絡してください。



ポリオ

- 月日 7月10日(火)
- 受付 午後1時～1時30分(当日受け付け)
- 場所 鶴遊館
- 対象 生後3か月～90か月未満

総合健診をまだ申し込んでいない方へ

7月31日から総合健診が始まります。まだ申し込んでいない方は、保健福祉課までお問い合わせください。

乳幼児医療費給付を受けている方へ

毎年6月中に所得の見直しがあります。本年1月1日現在、当町に住所を有していなかった人は前年の所得証明書（児童手当用）を前住所の市町村より取り寄せ、6月30日までに提出してください。所得証明を提

出ししないと資格が喪失となることもあります。

老人医療受給者の皆さまへ

- ・昭和7年9月30日以前に生まれた方
- ・一定の障害のある65歳以上の方

- ◎住所や保険証（番号のみも含む）が変わった場合は、役場に届け出が必要です。
- ◎「住民税非課税」の方が入院するときは、申請をすると減額認定証「老人医療の限度額適用・標準負担額認定証」が交付されます。これを病院の窓口に見せると、入院の一部負担および食事療養費が減額されます。

●届け出・申請に必要なもの

- ①保険証
- ②医療受給者証（白地）
- ③認印

※問い合わせ先

保健福祉課 衛生係（内線138・139）

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

□教育委員会

☎22-2111

内線210・250

□公民館

☎22-6017

■月～金曜日 午前八時三十分～午後四時三十分（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

夕ぐれ窓口

七月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民課窓口で開設します。

■七月六日（金）、二十日（金）

■午後五時十五分～六時十五分

閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後五時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。